

# 判例研究

## 〔商法 六一九〕

一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠がある  
とはいえないとされた事例

東京高判令和元年九月二十五日  
令元年(ホ)第二〇四八号損害賠償請求控訴事件  
金融・商事判例一六一三号四〇頁

### 〔判示事項〕

一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠がある  
とはいえない

### 〔参照条文〕

会社法四二三条一項

### 〔事実〕

平成二五年七月一九日、株式会社X（平成二七年一月一日まで取締役会設置会社）は、平成二三年九月から同二六年二月二二日までの間において同社の全株式を有していたA投資事業有限責任組合（同組合契約の存続期間は平成二六年一月三一日まで）が保有するB社株式一〇五

〇株（本件株式）を五二五〇万円で取得する契約（本件株式取得契約）を締結し、平成二五年一月三〇日、B社に本件株式を二六五〇万円で売却する契約（本件株式売却契約）を締結した。平成二九年九月七日に至って、右両契約が締結された当時においてX社の取締役であったY<sub>1</sub>（平成二二年六月一日から同二七年九月二五日まで取締役および代表取締役）、Y<sub>2</sub>（平成二三年九月一日から同二六年一月二二日まで取締役。平成二四年三月二〇日から同二五年一月二二日まで取締役。平成二四年三月二〇日から同二五年一月二二日までB社の取締役）、Y<sub>3</sub>（平成二三年九月一日から同二六年一月二二日まで取締役。平成二四年三月二〇日から同二五年一月二二日までB社の取締役）およ

び監査役であったY<sub>1</sub>（平成二三年九月二日から同二六年  
一二月二二日まで監査役。平成二四年三月二〇日から同二  
五年一二月二四日までB社の監査役）に対して、右取得・  
売却には任務懈怠があるとして、同社が会社法四二三条一  
項に基づいて五二五〇万円の損害賠償を求める訴えを提起  
したのが本件である。

本件株式取得契約締結に至る経緯は次のようである。A  
組合に係る平成一九年一〇月一八日付け投資事業有限責任  
組合契約は、同組合の無限責任組合員であるC株式会社  
（代表取締役はDおよびY<sub>1</sub>）がA組合の業務を遂行するこ  
と、C社がA組合の業務をキーパーソンをして遂行させる  
こと、キーパーソンをC社の従業員であるY<sub>2</sub>が務めること、  
C社は、投資の決定、投資の回収の決定、その他重要事項  
についての内部機関として投資委員会を設け、同委員会の  
決議に従い業務を執行することを内容としていた。C社は、  
平成二五年七月一日、投資委員会（D、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>が委員で  
あった）において、B社とX社とのシナジー効果が期待で  
きることを、出口戦略としてB社、X社および関連会社をX  
社グループとして一括売却を想定していることから、A組  
合が保有する本件株式を五二五〇万円でX社に売却する契  
約を締結することを決議した。Y<sub>1</sub>は、前記決議後ころ、C

社の取締役から本件株式を五二五〇万円で取得するよう指  
示を受けた。Y<sub>2</sub>は、前記決議ころ、A組合のキーパーソン  
として、X社に対し、本件株式取得契約を締結するよう指  
示した。Y<sub>1</sub>らは、同年七月一八日、Y<sub>4</sub>が出席するX社取締  
役会において、本件株式取得契約を締結することに賛成し、  
Y<sub>4</sub>もこれに同意した。X社は、A組合との間で、同年七月  
一九日、本件株式取得契約を締結した。なお、X社の平成  
二四年四月一日から平成二五年三月三十一日までの事業年度  
（平成二五年三学期）の貸借対照表の純資産の部には五億  
四五九二万五四〇七円が計上されている（ただし、平成二  
七年七月一日の更生請求の際に、右純資産の部の額は三億  
六四〇万七八〇五円に訂正されている）。

本件株式売却契約締結に至る経緯は次のようである。投  
資委員会と同じ者で構成されるC社のチーム会議において、  
平成二五年一月一五日、本件株式については、数社の買  
い手候補が出ているものの、確実性を重視し、減資をした  
うえで、B社に自社株買いをさせる方針が決まった。Y<sub>2</sub>は、  
右会議後、A組合のキーパーソンとして、X社に対し、本  
件株式売却契約を締結するよう指示し、Y<sub>4</sub>もこれに同意し  
た。X社は、同年二月三〇日、B社との間で、本件株式  
売却契約を締結した。なお、X社の平成二六年三学期の貸

借対照表の純資産の部には、五億五四七六万六〇六七円が計上されていたが、平成二七年七月一日の更生請求の際に、右純資産の部の額は二億九九二八万一〇一六円に訂正されている（なお、右更生請求の際に提出された平成二六年三ヶ月期の決算報告書においては営業外損失として約三一〇〇万円が計上されているがそのうちの二六〇〇万円は本件株式の売却損である）。

本件訴訟に至る経緯は次のようである。A組合は、平成二六年一二月二二日、株式会社EにX社株式全部を二億円で譲渡した（前記のようにY<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>は、同日、役員を退任している）。E社は、平成二七年三月二四日、株式会社FにX社株式全部を一万円で譲渡した（前記のように、Y<sub>1</sub>は同年九月二五日に役員を退任している）。平成二九年九月七日、X社は本件訴えを提起した。

原判決（東京地判平成三一年三月二二日金融・商事判例一六一三号四四頁、判例タイムズ一四七四号二四九頁）がX社の請求を棄却したので、X社は請求の認容を求めて控訴した。

## 〔判旨〕

### 控訴棄却（確定）

「会社と役員との関係は委任に関する規定に従うとされ（会社法三三〇条）、受任者である取締役が委任者である会社に対し、委任の本旨に従って善管注意義務を負うとされている（民法六四四条）。株式の全部を一人の株主が保有する場合には、会社の利益は実質的には当該株主の利益といえるから、委任の本旨に従った善管注意義務とは当該株主の利益の最大化を図る義務を意味すると解するのが相当である。また、会社と一人株主の利益が実質的に共通することに照らすと、一人株主が業務執行について意思決定した場合、当該業務の執行に伴う損害を許容しているといえる。他方、株式の全部を一人の株主が保有する場合には、取締役は、一人株主の意思決定に従わなければならない。解任される危険を負う一方で、一人株主の意思決定に従っても善管注意義務違反の責任を追及される危険を負うこととなれば、進退窮まる事態となり、取締役の保護に欠く。ただ、例外的に、法令及び定款に違反して株主の利益を最大化することは許されず、また、会社が債務超過にある場合には、株主は有限責任しか負わず、会社債権者の担保となるのは会社財産のみであって、一人株主といえども

会社債権者を害してまで会社財産を自由に処分できると解するのは相当でないから、こうした場合、取締役には、一人株主の決定した業務が法令及び定款に違反することや会社を害することを一人株主に通知し、業務遂行の指示の變更を求める義務があると解するのが相当である。

以上を踏まえると、取締役会設置会社において、業務執行の決定権限が取締役に帰属し（会社法三六二条二項一号）、業務執行の決定について株主総会決議ができる旨の定款の定めがない場合、株主総会には決議する権限がないため（会社法二九五条二項）、取締役が株主総会決議遵守義務（会社法三五五条）を負わなくとも、一人株主の業務執行の意思決定は、その決定内容を実現することが委任の本旨といえるから、一人株主の業務執行の意思決定があった場合の取締役の善管注意義務の水準は、その業務が法令定款に違反する、又は、会社が債務超過状態にあるなどの特段の事情がない限り、同意意思決定を尊重すべきこととなると解するのが相当であり、一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠があるとはいえない。」

「以上を本件株式取得契約についてみると、本件株式取得契約は、A組合の無限責任組合員であるC社の投資委員会において締結することが決定されたものであり、同委員

会の構成員にC社の代表取締役であるDが含まれ、これに基づきC社の取締役及びA組合の業務執行を担うY<sub>2</sub>の指示があったほか、X社取締役会の決議がされ、C社の代表取締役の一人であるY<sub>1</sub>の同意を踏まえて、X社とA組合との間で締結されていること（……）からすると、X社の一人株主であるA組合の意思決定に従って締結されたといえる。そこで、前記特段の事情の有無についてみると、本件株式取得契約が法令定款に違反するといえる事情は見当たらず、本件株式取得契約直近の事業年度である平成二五年三学期及び当該事業年度である平成二六年三学期の貸借対照表（過年度修正前後を含む。）上、X社が債務超過ではないこと（……）からすると、特段の事情があるとはいえず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

さらに、本件株式売却契約についてみると、C社の代表取締役であるDが参加するチーム会議で売却することが決定され、その決定に基づいてY<sub>2</sub>の指示により締結され、Y<sub>1</sub>もこれに同意したこと（……）が認められるから、A組合の意思決定に基づいて締結されたものといえる。そして、前記特段の事情があるとはいえないことは本件株式取得契約の場合と同様であり、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」

「以上によれば、本件株式の取得及び売却について、A組合の意思決定に基づいて行われた業務であることから、Y<sub>1</sub>らに任務懈怠があったとはいえず、Y<sub>1</sub>らの任務懈怠を前提とするY<sub>2</sub>にも任務懈怠があったとはいえない。」

「X社は、株主が事前に包括的に将来発生する任務懈怠責任を免除することはできない、現在のX社の株主は同意した株主ではない、Y<sub>2</sub>が本件株式売却契約の代金を決定したのであり、裁量の余地があったのだから一人株主の意向に従わなければならない事情は本件に存在しないなどと主張する。」

しかし、一人株主が業務について意思決定した場合には、善管注意義務の水準が、特段の事情のない限り、株主の意思決定を尊重すべきこととなるにすぎず、任務懈怠責任を免除するものではない。また、現在のX社の株主は、X社が本件株式取得契約及び本件株式売却契約により、現金五二五〇万円及び本件株式が流出した財務状況となった後にX社株式を取得したのであり、Y<sub>1</sub>らの行為が現在のX社の株主の利益を害するものとはいえないことに照らすと、現在のX社の株主が同意していないことは前記判断を左右するものではない。さらに、Y<sub>2</sub>は、C社の投資委員会及びチーム会議の各決定に基づいて指示したにすぎず、キー

パーソンの地位にあるとはいえ従業員にすぎないことに照らすと、裁量の余地があるとはいえず、C社の従業員として、A組合の利益を図るために本件株式の取得及び売却をしても、前記特段の事情のない本件においては、取締役に任務懈怠があるとはいえない。」

「X社は、当審において、近い将来に債務超過状態に陥る蓋然性が高い場合にも、会社債権者が害されるから、このような場合には、一人株主の意思決定に従ったからといって、任務懈怠があったことを否定すべきではないと主張する。」

しかし、業務執行がされた時点で債務超過状態になっていない場合、当該業務執行により債権者が害されることとなるとはいえないから、X社の主張はその前提を欠く。

また、前記認定事実によれば、X社の純資産は、平成二五年三学期で三億六四〇五万七八〇五円、平成二六年三学期で二億九二八万一〇一六円あったし、営業損益をみても、平成二五年三学期には約五八〇〇万円の営業損失が計上されていたのに対し、平成二六年三学期にはわずかに約六万四〇〇〇円といえ営業利益が計上されている。営業外損失も、平成二五年三学期には数十万円しか計上されて

おらず、平成二六年三月期には約三一〇〇万円計上されているものの、そのうちの二六〇〇万円は本件株式の売却損であり、次年度以降も相当額の営業外損失が生じる可能性が高い状況であったとはいえない。このようなことを踏まえると、本件株式取得契約及び本件株式売却契約がされた時点において、近い将来に債務超過状態に陥る蓋然性が高かったとはいえない。なお、X社は、X社が金融機関や子会社から借入れをしたことも指摘するが、借入れをする会社は経営が順調でないなどということは到底できないから、上記判断を左右するものではない。

したがって、X社の主張は採用できない。」

## 〔研究〕

### 一、本判決の論理と問題点

X社は、本件株式を五二五〇万円で購入し、その五か月余り後に二六五〇万円売却した。そして、詳細な事情は不明であるが、右売却から三年九か月余り後に、同社は、Yらに対して本件株式の取得・売却には任務懈怠があるととして損害賠償（額は、右取得と売却の差額ではなく、五二五〇万円）を請求する本件訴訟を提起した。本判決（原判決の大半を引用している）は、本件株式の取得（額）・売

却（額）の合理性については検討せず（したがって、本件株式の取得・売却に伴うX社の損害も検討していない。もっとも、本件株式の取得・売却は短期間で行われているので、取得額と売却額との差額である売却損二六〇〇万円が損害額と一応推定されよう）、一人株主の指示に従った業務執行であるから任務懈怠があるとはいえない（以下では、このような論理を一人株主法理と呼ぶ）、と判示する。

本判決の説く一人株主法理は分かり難い。株主利益最大化原則を指摘しているが、一人株主法理では一人株主の意思を尊重すべきだという。株主のための利益最大化という指針が、実質的には業務執行の決定方法というガバナンスの問題に入れ替わっている（業務執行権限は取締役会に属する（会三六二条二項一号）。株主総会に業務執行権限は属さないが、定款に定めた事項は決議できる（会二九五条二項）。一人株主法理だと、一人株主が実質的に業務執行を決定しうることになる）。論理の主意は、任務懈怠にならないとする点にあるが、一人株主の意思に従う業務執行の任務懈怠性を否定する本判決の説明は、相互に整合的ではない理由が並列されており釈然としない（二、三）。理由の一環として、「会社と一人株主の利益が実質的に共通することに照らすと、一人株主が業務執行について意思



決定した場合、当該業務の執行に伴う損害を許容しているといえる」とも述べられている。以下で検討するように、論理的に整理すれば、一人株主法理の真意はこの点にあると解すべきであるように思われる。その場合には損害許容の意味が問題となる(四)。また、本判決は「現在のX社の株主は、X社が本件株式取得契約及び本件株式売却契約により、現金五二五〇万円及び本件株式が流出した財務状況となった後にX社株式を取得したものであり、Yらの行為が現在のX社の株主の利益を害するものとはいえない」と判示している。本判決が述べるように一人会社においては

会社と株主の利益が実質的に共通することを前提にすると、X社の損害賠償請求が認容されることよってF社が不当な利益を得ることになる。この点も本判決の結論に影響を与えているように思われる(五)。以下、順に検討する。

## 二、一人株主の意思決定に従った業務執行の任務懈怠性

### (一人株主法理)

本判決は、「一人株主の業務執行の意思決定は、その決定内容を実現することが委任の本旨といえるから、一人株主の業務執行の意思決定があった場合の取締役の善管注意義務の水準は、……特段の事情がない限り、同意思決定を

尊重すべきこととなると解するのが相当であり、一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠があるとはいえない。」と判示する。経営判断の裁量(善管注意義務)の範囲内の業務執行であれば一人株主の意思決定に従うことに問題はないから、一人株主法理は、経営判断の裁量を逸脱する業務執行(善管注意義務違反行為)となるが一人株主の意思決定に従って行った場合には取締役に任務懈怠はないと解する点に特徴を有する法理となる(法令違反行為および債務超過の場合は別途考慮するとされる)。

「尊重すべきこととなる」とされているのは、上述のような意味の一人株主法理においては、裁量逸脱行為(善管注意義務違反行為)になるので、一人株主が意思決定してもそれに従わなければならない義務があるとまではいえず、また、会社法上の機関権限分配に実質的に抵触するおそれがあるからであろう(なお、取締役は株主総会の「権限内の」有効な決議に対しては遵守義務を負う〔会三三五条〕。株主の責任につき後述〔四〕参照)。そこで、「一人株主の意思決定に従わなければ解任される危険を負う」というレベルで把握し、「一人株主の意思決定に従っても善管注意義務違反の責任を追及される危険を負うこととなれば、進退窮まる事態となり、取締役に保護に欠く」から、任務懈

意にはならないと解することになる。しかしながら、これでは一人株主法理は取締役保護の法理であり、一人会社でだけでなく支配株主が存する会社での取締役保護法理ともなりうる。支配株主の指示といえどもそれに従った業務執行が裁量逸脱行為（善管注意義務違反行為）になるのであれば、それを指摘し、指示の変更を求める義務を取締役は負うというべきであろう（なお、たとえ支配株主の指示あるいは有効な株主総会決議〔総株主の同意による場合を除く。後述〔四〕参照〕に従ってなしたといえども、善管注意義務違反行為により会社に損害が生じた場合には、少数株主は株主代表訴訟によって当該行為を行った取締役の責任を追及できると解される。多数株主の指示に従うと任務懈怠責任を負わなくなるというのであれば、会社法四二四条の規制は容易に脱法されてしまうからである）。取締役が進退窮まるから任務懈怠にならないという説明は倒立しており（菊田秀雄「原判決批評」新・判例解説 Watch「二〇二二年四月」一七三頁も、「そもそもそのようなリスクを負うことが、株主の指図に従う理由になるかどうかも疑問である」とされる）、一人株主の指示に従った業務執行が任務懈怠にはならない論理的理由を述べなければならぬであろう。しかし、これまでの検討から理解されるよ

うに、本判決はこの説明に成功していない。

また、一人株主法理では、特段の事情がある場合（法令・定款違反行為になる場合や、会社が債務超過にある場合）には、任務懈怠が認められるようであるが、特段の事情の有無は明白ではない場合も多いと思われる（善管注意義務を判断基準とする構成とは異なる）。

以上から、任務懈怠性の否定を理論の柱とする趣旨ならば、一人株主法理には疑問がある。このような意味での一人会社法理によって Y1らの責任を否定することはできないと考える。

なお、本判決が用いる「善管注意義務の水準」という表現は、委任の本旨（委任事務の範囲）と相まった善管注意義務の内容（つまり、委任事務の内容）を指しているのである（菊田・前掲一七三頁、熊代拓馬「原判決批評」ジュリスト一五六一号〔二〇二一年〕一一七頁）。善管注意義務は注意義務の基準を意味するので、「水準」と表現すると注意義務の程度がこの場合には引き下げられる（その結果、任務懈怠にならない）と誤解されるおそれがある（後述〔三〕のように、会社役員に関する善管注意義務の規定は強行規定である）。一人株主法理によっても、指示された業務が適切であるか否かの判断（場合によっては指



示の変更を求める義務が生じよう) やその執行には善管注意義務を果たす必要がある(その結果、善管注意義務違反として任務懈怠責任を負う可能性がある)。本判决の一人株主法理は、任務懈怠と善管注意義務の関係につきなすべき説明を避けているように思われる。

### 三、一人株主の意思決定に従った業務執行の任務懈怠性と従来の裁判例

一人株主が経営全般を掌握していた会社が名目的取締役の責任を追究した事例(責任原因とされた行為の後に、当該会社の全株式は譲渡され第三者が一人株主になっていく)につき、東京高判平成一五年九月三〇日判例時報一八四三号一五〇頁は、「被控訴人G及び同Hは、一人株主との事実上の合意、了解の下に、取締役としての職務、とりわけ経理、会計事務には全く関与していなかったものであるから、その限度において取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されたものというべきであり、会社の債権者その他の第三者に対する関係や責任についてはともかく、会社に対する関係においては、善管注意義務や監視監督義務の責任を負わないものと解するのが相当である」とする(責任否定)。この東京高判は、本件と異なり、

名目的取締役の責任追及事例であり、包括的に善管注意義務・監視義務を一人株主が事前免除することを肯定している。しかしながら、取締役の善管注意義務の規定は強行法規だと解されてきており(通説。近藤光男『会社法コメントール7』(二〇一三年)四二六頁、江頭憲治郎『株式会社法第8版』(二〇一二年)四五〇頁)、右東京高判の論理はまさにこの点から強く批判されている(高橋英治・商事法務一七九四号(二〇〇七年)五五頁ほか右東京高判に対する判例批評参照)。

これに対して、東京地判平成二〇年七月一八日判例タイムズ一二九〇号二〇〇頁(豊島園事件)は、「一人会社である」と、会社と株主とは別個の法人格を有するものであるから、それぞれの間に、権利、義務の関係が発生するのは当然であり、これを消滅させる事由がなければ権利、義務は消滅しない。被告の上記主張(一人株主である代表取締役と会社との間には利害対立関係がないから善管注意義務違反の問題は生じないとの主張―筆者注)は、一人株主である取締役には、そもそも会社に対する善管注意義務(忠実義務)がないというのと同断であり、上記主張を採用すれば、一人株主である取締役の会社に対する責任がそもそも観念し得ないことになってしまふのであって、善管

注意義務（忠実義務）の強行法規性に反し、このような主張は、到底採用することができない。」とし、善管注意義務違反による取締役の会社に対する責任を認めている。この東京地判は、本件と異なり、責任を追及された取締役が一人株主であった事例である。そして、代表取締役が一人株主である場合には善管注意義務違反の問題は生じないという被告の主張を退けた点については、支持する見解が多い（鈴木千佳子・法学研究八三巻八号〔二〇一〇年〕一六三頁ほか平成二〇年東京地判に対する判例批評参照）。

右東京地判では取締役の責任が認められ、本判決では否定されている。右東京地判は、会社の財務状況が極めて逼迫しているにもかかわらず、一人株主である代表取締役が、会社が負担する理由がない支払をさせたものということができるとされた事例である（顧問としての業務を行っていない者への顧問料の支払や従業員としての勤務実態がない者への賃金の支払など）。経営判断において裁量権を逸脱していたのである。これに対して、本件では、企業グループの運営につき投資委員会等において検討し決定された方針に基づいてなされた株式取得と売却が問題とされている。こうした事実関係はどのように評価されるべきだろうか。

この点に関連して、東京地判昭和六一年一〇月三〇日判

例タイムズ六五四号二三一頁は、企業グループ（I社グループ）の実質上のオーナー（J）の指示に従ってなした行為につき、取締役が任務懈怠責任を追及された（Jによる株主代表訴訟）事例につき、「本件免除はその対象となるK（L社代表取締役）の連帯保証がI社グループの慣行及びグループ各社の実質上のオーナーである原告（J）の意向に反するものであり、被告らは原告の指示に従ってこれを免除したにすぎず、これに右のL社の経営の状況を合わせ考えれば、被告らが本件免除を決定、実行したことが当時の諸般の事情からして直ちに経営者の判断として明らかに不合理であったとはいえない。」とする。実質上のオーナーの指示をも含めて諸般の事情から当該行為に任務懈怠はないと判断している。本件も、一人株主であるA組合の業務を遂行するC社の代表取締役の一人がY<sub>4</sub>であり、Y<sub>2</sub>およびY<sub>3</sub>は同社の投資委員会の委員であり、さらに、Y<sub>3</sub>およびY<sub>4</sub>はB社の役員であった。このような事実を総合的に考慮すると、経営判断に善管注意義務違反はなかったと判断できるようにも思われる（本件株式の取得・売却につき、前提事実の認識に不注意な誤りはなく、その決定過程および内容は著しく不合理とはいえない）。もともと、本判決は、前述のように本件株式の取得・売却に関してそ

の内容の合理性について明示的な検討をなしていないので（本判決によると、たとえ任務懈怠になる場合であっても一人株主法理が適用されるから任務懈怠にならないとされるに過ぎない。対象行為の任務懈怠性を判断する必要がない）、この点は指摘するにとどめざるをえない。

#### 四、損害の許容

本判決は、X社の取締役任に任務懈怠がないとの判断の理由の一環として、「会社と一人株主の利益が実質的に共通することに照らすと、一人株主が業務執行について意思決定した場合、当該業務の執行に伴う損害を許容しているといえる」と判示している。この点、水戸地裁土浦支判令平成二九年七月一九日判例タイムズ一四五〇号二四〇頁は、公開会社でない株式会社である原告会社の株主は二人だけで、一方が実質的経営者で他方が被告（代表取締役であったが、実質的経営者と経営方針等を巡って意見が対立するようになり、辞任。その後、会社に任務懈怠責任を追及された）であり、原告会社において株主総会や取締役会が開催されたことはなかったという事例につき、「本件売買契約1の締結につき取締役会の決議はなかったものの、総株主の事前承認がある以上、もはや株主の委任を受けた取締役で構

成される取締役会での慎重な協議の必要性はないと考えられるから、同契約が重要な財産の譲受けに当たるか否かを判断するまでもなく、本訴被告が忠実義務に違反したとは認められない。この判断は、事後的に総株主の同意があれば、取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任が免除されること（会社法四二四条）に整合するものと解される。」と判示している。

しかしながら、事後に責任を免除することができることが、なぜ任務懈怠性を否定したり忠実義務違反にならないことと整合的なのかは理解し難い。任務懈怠がなければそれによる責任は生ぜず、責任免除の前提に任務懈怠が存するからである。そして、前述のように一人会社では善管注意義務は否定されるとの解釈には疑問がある。Yらの責任の否定という結論の根拠としては、本判決（一人株主法理）も水戸地裁土浦支判令も、右任務懈怠や善管注意義務違反があっても、当該行為の取締役の責任を株主全員が免除した（会四二四条）旨を述べたと解する方が理解しやすい（同旨、菊田・前掲一七四頁）。本件では、A組合が一人株主であった時期のX社も、一人株主であったA組合も、本件株式の売却損に関してYらの責任を追及していない。右売却損はX社ひいてはA組合が負担する意思があったと推

測される。仮に右売却損が Y<sub>1</sub>らの任務懈怠によるものであった場合には、一人株主による実質的な責任免除の意思があったことを裏づけよう。本判決が債務免除構成を明示しなかったのは、Y<sub>1</sub>らは、本件株式の取得・売却には合理性がある（善管注意義務違反・任務懈怠はない）旨などを主張しているが、仮に任務懈怠があったとしても債務免除がなされたとの主張をしていないからではなかるうか。ここでは一人株主 A 組合の意思の法的解釈が問題となつているのであり、事実関係から総合的に判断して、仮に任務懈怠による損害が会社に生じるとしてもそれを免除する黙示の意思表示がなされたと解してよいと考える（飯田秀総「前掲平成一五年東京高判批評」ジュリスト一三二五号〔二〇〇六年〕二四二頁参照）。

責任免除構成では、責任免除の意思表示（民五一九条）および免除の制限が検討課題となる。

前者につき、前掲平成二〇年東京地判は、「総株主の同意があれば免除の意思表示することに妨げはないのであり、一人会社の場合に、免除の意思表示を客観的に明らかにする契機が生じにくいことは、事実上の問題にすぎないのであるから、そのために、当然に免除されるべきであると解さなければならぬことにはならない。」とする。平

成二〇年東京地判は一人株主が代表取締役であったので、免除の明示の意思表示がない限り、免除の意思表示と評価しうる一人株主としての行為は見出し難いと思われる。一方、本件では、一人株主である A 組合の指示に責任免除の意思表示が含まれていたと解せよう。なお、これは個別の指示に責任免除の意思が伴う場合であり、事前の包括的免除ではない（通説によると、将来発生するであろう会社法四二三条一項責任を事前に包括的に免除することはできない〔中村信男『論点体系会社法（第2版）』3（二〇二一年）五三〇～五三一頁〕）。

後者につき、本判決は、会社が債務超過状態にある場合には例外的な考慮が必要である旨を述べている。会社法四二四条の文言からは免除に制限は付されていないので、責任免除構成を採ると、本判決の右制約が問題となる。これは同条の解釈に帰する。会社債権者の利益を害するおそれのある免除はできないとの制限解釈が有力である（中村・前掲五三七～五三八頁。一方、浜田道代「株主全員の合意と利益相反取引」会社法判例百選〔第2版〕（二〇二一年）一七頁は、総株主の同意によって取締役の責任を免除した場合には、会社債権者は株主の損害賠償責任を追及する余地があると解すべきであるとされる〔菊田・前掲一七四

頁、内藤裕貴「原判決批評」金融・商事判例一六二〇号（二〇二二年）一〇頁も参照）。もつとも、本件では、本件株式取得・売却時点において相応の純資産が確認されているので、この制約に抵触することはない。

## 五、信義則違反

以上の検討のように、一人株主の指示に従った業務執行に任務懈怠はないという論理（一人株主法理）には疑問がある。そもそも、Y<sub>1</sub>には善管注意義務違反はないのではないかとも思えるが、認定事実だけでは断定できない。もつとも、たとえY<sub>1</sub>に任務懈怠責任が生じていたとしても、X社の一人株主A組合は当該責任を免除したと解されるので、本判決の結論は妥当であろう。

さらに、次のような理由で本判決の結論の妥当性が基礎づけられる可能性がある。

すなわち、本件株式の売却損は、E社、F社によるX社全株式の取得価格に反映されている可能性がある（本判決は「現在のX社の株主は、X社が本件株式取得契約及び本件株式売却契約により、現金五二五〇万円及び本件株式が流出した財務状況となった後にX社株式を取得したのであり、Y<sub>1</sub>らの行為が現在のX社の株主の利益を害するものと

はいえない」と判示している）。反面、売却損はA組合あるいはE社が負担することになる。その場合には、本判決が述べるように一人会社においては会社と株主の利益が実質的に共通することを前提にすると、X社の損害賠償請求が認容されるとF社は不当な利益を得ることになる。このような場合には、X社（一人株主F社）によるY<sub>1</sub>らへの任務懈怠責任の追及は信義則上許されないとする見解が主張されている（前掲平成一五年東京高判に対する判例批評として、西川昭・金融・商事判例一二〇五号（二〇〇四年）六八頁、野田輝久・判例タイムズ一一八八号（二〇〇五年）一〇三頁、高橋・前掲五六頁参照）。X社株式譲渡時の詳細な事実関係（例えば、X社の平成二六年三月期決算書において営業外損失に本件株式の売却損が計上されたのは、更生請求の際なのかどうか判然としない）が認定されていないので、この点も指摘するにとどめざるをえない。

山本 爲三郎